

# ふるさとだより

2022年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

## ふるさとの家



〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail : [cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp](mailto:cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp)

### ふるさとの家を支援して下さる皆様へ

支援者の皆さまいつもふるさとの家に奉仕して下さりありがとうございます。山上の説教においてイエス様は、「貧しい人たち」への励ましと忠告をされました。

神の国は貧しい人たちのものだからです。心底貧しい人たちは、神からの力がある。天の国はその人たちのものである。(中略)人の痛みが分かる人は、神からの力がある。その人は自分の痛みを分かってもらえる。心を澄ませている人は神からの力がある。その人は神を見る。

(マタイの福音 5-1,7,8 本田哲郎神父訳)

この説教は、11月の諸聖人の日にも読まれました。ここでほめられた人達、人の痛みに寄り添い、心を澄ませている人たちは皆聖人でしょうか。それともやはり罪人でしょうか。私たちの周りには、飢えた人、乾く人、病気の人、あるいは刑務所にいる人も いるかもしれません。そういう人たちに囲まれていながら、常にその人たちに手を差し伸べているわけではない。飢えた人を食べさせたこともあったが、そうしなかった時もあったかもしれない。乾く人に飲ませたことがあっても、しなかったこともあった。病人の見舞いをしたことがあっても、しなかったこともあったでしょう。誰かの心が痛むとき、もしかしたら自分がその原因だったかもしれません。したがって私たち自身もその許しを必要とします。善人でも無意識で間違いを起こすことがあります。しかし、皆が自分の心をあらためて見つめ直してみたら、傷つけた人々を許そうとするでしょう。私たちは善と悪を合わせ持った者、だれもが美德と悪徳を半分ずつ持っているのではないのでしょうか。マタイの表現を使うと半分为羊で半分为山羊です。皆さんも、心と両腕をいっぱい広げて神様からの力をもらってください。いつどんな時でも、許すことと許されることがありますように願います。

ルカ神父



## 談話室より

マーコ

### パン配りを始めて

火曜日と土曜日の早朝5時に旧労働センター周りでパン配りを始めて3年半になりました。きっかけは耐震上の問題からセンターを建て替えるため閉鎖されたことです。大阪府が原告になり建て替えのため、その軒下や敷地内に寝ている人達に立ち退きを求めた裁判が始まりました。裁判中のためセンター解体ができなくなり軒下や敷地内で定住する人が50人以上になりました。(一審判決は建て替えはやむなし、ただし今すぐに立ち退かせることは許可しない、被告側が控訴中)。裁判の行方によっては、ある日突然「追い出し」が行われるかもしれない。それまでにできることはないか、取りあえず様子を見て話を聞いておこう、朝なら少し話ができるかなと「朝に食パン」を持って行くことに決めた。時間や曜日も色々変えてみたが最終的に火・土の朝5時(30分程度)になった。話してみれば、追い出しや排除に反対している人もいるし、それ以前に社会資源を使うきっかけがなかったと思われる人もいるし、ふるさとの家を利用したことがある顔見知りもいる。

パン配りを始めたことで顔見知りになったKさん。野宿仲間との喧嘩で警察に訴えるようなことがあってもアパート(生活保護)に入らず、その場所から動く気はない。でも国からの特別給付金は申請をしたいということなので、私は「銀行口座も作らなあかんあ、でもそのためには住民票がいる。もうアパートしかないで」と話していました。しかし糖尿病の悪化により入院。退院時、ふるさとの家から徒歩でたった5分ほどの病院から歩いて帰ってくるのもやっとでした。そこで諦めがつき退院と同時にマンションに入りました。本人の様子を見て、ふるさとの家だけでなくもっと見守り等が必要と、サポートがついてるマンションに入り、ヘルパーさんなども係わってくれ、すぐに弁当を入れてくれたりベットをいれてくれる、本人は色々役所に行かなあかん、書類を出さなかん、などてんやわんやで始まり、やっとだんだんと慣れてきた3ヶ月が過ぎたころに亡くなってしまいました。思いのほか野宿生活で体が弱っていたようです。

Oさんは昔ふるさとの家に来ていた人でした。パン配りを始めて1年経った頃、顔を見るようになりました。センターの軒下に来るまでは年金と生活保護で生活をしていて、脳梗塞で長期入院でアパートがなくなり、退院後、知人の所、寮、などを転々として野宿になりました。見た目は脳梗塞の後遺症で半身が不自由な様で、どこでも保護をしてもらえそうな感じでしたが、話をするとお酒の問題があるのでこうなったとのこと。この方も別のサポートの付いているマンションに入り、ヘルパーさんに入ってもらいアパート生活がはじまりました。案の定、お酒で問題、迷惑をかけること

になったのですがマンションのスタッフ、ヘルパー、ケアマネージャーの皆さんが受け入れて支えてくれました。「飲んだら無茶苦茶やけど飲んでない時は可愛い、ちょっとづつ良くなってきた、言うことも聞いてくれるようになった」と聞いていたのですが、その後だんだん手をつけられないくらいの暴言などが始まり、とうとうアルコール専門病院に入院することになりました。病院でアルツハイマー病などのための脳の検査をした結果、先生も今まで見たことないくらい大きさの脳梗塞の跡があるという結果でした。その報告を聞いてみんな呆然。お酒を飲むとその影響が出て、あの状態やったんかとおおいに納得。みんなに誤解されてかわいそうやし自分ではどうにもできなかったんやなあ。その後、病院を経て老人ホームへ入りました。

他にも調べてみたら年金があった人、早朝に生活保護をあっせんする業者の誘いで生活保護になった人、大阪市の説得を受け、入院や生活保護になる人も、仕事を見つけて出た人も、そして亡くなった人も。反面、「追い出されるまで動かない、またその時考える」という人、あまり話しをできない人など、今寝ている人は当初の半数ぐらいです。

この冬3人の方が亡くなりました。1人はセンター解体を反対している支援者が置くバスの中で亡くなったそうです。2人が軒下で2、3日寝込んだのち亡くなりました。隣同士に寝ていた方たちです。

Fさんは以前は生活保護を受けていました。陽気でさみしがりで屋で友達とよく飲んで話をしたりと楽しく過ごしていましたが、何かトラブルがあったようでアパートを出たようです。野宿をしても友達が多くてみんなが生活保護を勧めるも「裁判が終わったらアパートに入るわ」と言っていました。

Tさんはいつも一人でにこにこ笑いながら独り言をしゃべりながら歩いています。ここ数年はぶらぶらしているだけの印象ですが、以前はかごをひもで引っ張って、あちこちでゴミを拾って掃除をしていました（どこかの親方におこずかいを貰って仕事としてやっていたよう）。本人は隣の区に持ち家があると言っていて生活保護は受けないという。精神病を患いながら色んな人と楽しくコミュニケーションができていた方でした。

2人とも直前まで話すことができたので本当にあっという間に亡くなってビックリしました。夜まわりのグループでもよく知っていた方たちだったのでみんなショックを受けました。

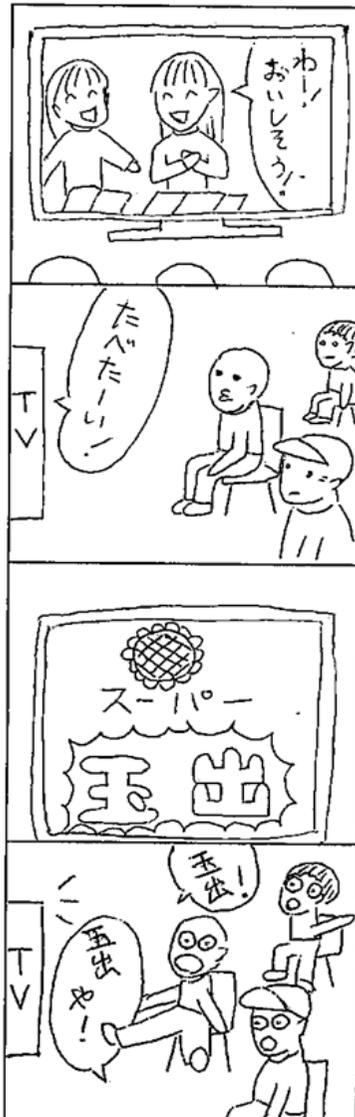
何ができているのかできていないのか・・・そしてこの便りができるころにはセンターの控訴審判決が出ています。どうなるかわかりませんが、もう少しの間パン配りを続けたいと思います。



Tさん



地元スーパー



ドラマと共に



・マンガ内ではしていませんが、ふるさとの家では普段のおっちゃんたちはきちんとマスクをしてくれています。

・1コマ目のTさんは前々回のマンガでも登場してくれました。センターで亡くなられたTさんです。亡くなられたときいてみなショックでした。ご冥福をお祈りしています。

# ホームレスは自己責任か

—若い世代に伝えたいこと—

嶋田 ミカ

これは、私が受け持っている授業のタイトルである。某女子大学の人権教育の授業を、ホームレスというテーマで担当するようになってもう10年以上になる。

1日目は大学内での授業、2日目はフィールドワークを行っている。

講義ではまず初めに「ホームレス」という言葉には、かつての「浮浪者」の言い換えという差別感が付きまとうので、支援者の多くは「野宿者」という言葉を使うという話をするとちょっと驚いた顔をする。

次にバブル崩壊以降の貧困や格差の拡大、非正規雇用の増加などの社会経済的背景を概観する。その過程で増加した生活保護受給者は憲法25条の生存権に基づく国民の権利であること、年齢・健康状態・困窮の理由にかかわらず、国は生活を保障する義務があると説明すると、知らなかったという反応だ。

さらに、生活保護申請時の「水際対策」やその犠牲で亡くなった事例を紹介すると、今までの役所のイメージとの差に戸惑っている。日本の生活保護捕捉率（困窮者のうち生活保護受給者の比率）は20%以下と英独が80%以上に比べて極めて低い一方で、報道される不正受給者は受給者の0.4%に過ぎないことも、初めて聞く話だという。

野宿者の現状については、ここ10-20年の間に駅周辺や河川敷・公園から大規模な排除が行われてきたこと。野宿者の多くはバブル崩壊、高齢化、失業、傷病などやむを得ない理由で野宿に至ったこと。そこから脱出するには、例えば住所設定しないと保護を申請できないなどの壁があると話す。そしてアルミ缶集めなどの仕事をして生活保護に頼らず自力で生きようとする人が多いことも伝える。

さて2日目のフィールドワークは、まずふるさとの家で当事者の話を聞く。さらに炊き出しや様々な支援団体、作業所、シェルターなどを回り、釜ヶ崎という街全体を感じてもらう。学生たちの声を紹介しよう。

「ホームレスの人に偏見を持っていただけ一生懸命働いてる人がいると知った」

「ホームレスは自分が悪いと思ってたけど、失業やそういう社会状況に置かれたからだと分かった。襲撃や排除など酷い目に会っていることも分かった」

という意見の一方で、厳しい意見もある。

「タバコや酒を飲むお金があるなら、家を探すのに使えばいいのに」

最後にオプションツアーとして飛田遊郭の通り抜けをしている。「現実とは思えない光景」と、自分と同世代の女性が店先に座っていることが衝撃のようだ。

授業を通じてホームレスの現実に触れた彼女たちが、そこで感じたことを忘れず、差別や偏見のない社会の担い手になってくれることを期待する。

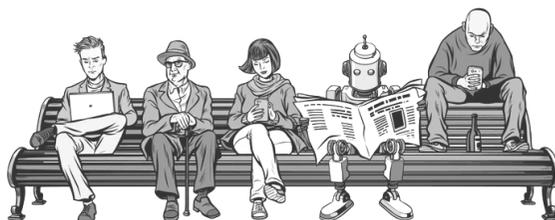


近くの池のほとりが整備され、ミニ公園になった。さっそく歩いてみて、えっ 愕然とすることが・・・。

公園の中とそのそばのバス停の長イスに仕切りがされている。「えっこの時代に、何のため？まだこれをやる?!!」と感じた。人が寝られないための工夫だ。姑息な！

私が日常接している、80代で未だ路上で生活している人の様子を見ていても、しょっちゅうイスから床にずり落ちていきます。色々話しながら手の爪を切ってあげ、「足の爪も切ろうか、もう一回イスに座って」ってお願いすると”ごめん 座れない”と謝られます。

ほんとうにしんどい人は、座るのではなく平らなところで横になりたいのです。公共のイスに仕切りが、人が横になりそうな所には大小の石がゴロゴロ入ったコンクリートで固定されている。何か違う気がします。誰かが考え 誰かが決定し、図面通りに制作し設置する。(人が寝られないようにするのではなく、外で寝るほど困っている人にはもっと違う施策があるのでは、力を入れるところが違うのでは?) この話をするといや昔と違って今はその仕切りは運動をするための器具も兼ねている」という意見をする人も。いや違う、本来公園のイスの使い方にしても、もっとのびのびと使えるはずだ。仕切りはいらない。このリモートの時代も、自室からちょっと散歩に出て、公園の長イスで体をのびし、天をあおぎ、空を見上げリセットできる人などがあるでしょう、横になりたい人もきつというはずです。



## ボランティア紹介

竹下さん

ふるさとの家利用者で、物静かな方です。「何かあったらお手伝いします、なんでも言ってください」とのことなので労働者バザー「一休」に紹介して週二回働いていただくことに。ふるさとの家のバザーの人手不足の時も手伝っていただいています



## 事務室より

☆ 2022 年度中間会計報告

(2022 年 4 月 1 日~9 月 30 日)

単位：円

収入の部		支出の部	
寄付金	10,265,532	人件費	6,134,987
受取利息	437	活動費	1,396,524
雑収入	370,527	資金収支差額	3,104,985
合計	10,636,496	合計	10,636,496

雑収入：バザー売上 売電

人件費：常勤 2、非常勤 3

活動費：事業費（保健衛生費、教養娯楽費、水道光熱費等）

事務費（ボランティア交通費、通信費、消耗品費等）



### ★寄付金控除について

社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家への寄付金は所得税、相続税の寄付金控除や法人税の損金算入など税制上の特別措置が認められています。なお、以下の点にご注意ください。

・当法人は、「税額控除対象法人」に該当しておりません。

・当該寄付金は、各都道府県が指定する寄付金に該当しませんので、住民税での寄付金控除対象外です。

詳細は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご覧いただけます(寄付金の種類（所得税）の方には公益社団法人等寄付金と記入いただき、寄付金の種類（住民税）は空欄でお出してください)。

※寄付金控除を受けるためには確定申告時に「領収書」が必要です。大切に保管していただくようお願いいたします。

### ★お願い

2022 年 1 月よりゆうちょの振込手数料が変わりました。

\*ゆうちょ口座からゆうちょ口座への振込→手数料はかかりません。

\*振込用紙を使って現金で振り込む場合→送金者にも 110 円の手数料がかかることになりました（ので、お手数ですが窓口で送金額より手数料 110 円を引いてもらった額をお振込み下さい）。



## ふるさとの家で必要なもの



特に不足しているもの

かみそり・ライター（共に使いきり用）・石けん・タオル・割りばし  
使いきりマスク・消毒液

- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）・靴下
- お菓子（誕生会に） ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- インスタントラーメン ●缶詰・レトルト食品・防災食
- 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カップ・傘） ●洗剤（洗濯・食器用）
- 大きめの紙袋 ●アメニティグッズ（特に小石けん）
- 運動靴(スニーカー24~26cm)、カバン（ポストンバック・リュック）
- 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません）、カイロ

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。

その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

支援をお願いして申し訳ありませんが、荷物に現金を入れないでください。郵便振替でお願いします。

以下、釜ヶ崎の仕事と生活をかちとる会の炊き出しと連帯しています。ご支援をお願いします。

三角公園の炊き出しで使うもの

お米、調味料、日持ちのする野菜、乾物など

\*送り先 557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 3-1-9

TEL 06-6641-0069 愛徳姉妹会 藤野まで

\*礼状が必要な時はふるさとの家にお送りください

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、月曜から金曜の午前12～午後5時までに届くように、お願いします。

⑧